

令和3年度フッ化物洗口推進事業委託仕様書

1 目的

フッ化物洗口は歯質を強化するため、むし歯予防となる。歯は生えてから2～3年が最もむし歯になりやすいため、永久歯が生え始める幼児期から永久歯が生えそろう中学生までの時期は、継続したフッ化物洗口を実施することが効果的である。

令和2年6月にフッ化ナトリウムが劇物指定され、法に即した取扱いや保管方法が必要となった。そこで、学校で実施するフッ化物洗口において、学校薬剤師等が専門的助言や実技指導を行うことで、学校における安心安全なフッ化物洗口の実施、継続と、ひいては子どもたちのむし歯の減少と歯と口の健康づくりを推進する。

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで。

3 委託先

一般社団法人 佐賀県薬剤師会

4 学校薬剤師等による助言、指導の対象となる学校及び対象者

- (1) 令和3年度に医薬品によるフッ化物洗口を実施する小、中学校のうち、令和3年度から学校で学校職員が調整を行う学校
- (2) 上記学校の、フッ化物洗口実施責任者、医薬品の保管、調整、フッ化物洗口液の分注、保管、フッ化物洗口実施等、一連の業務に関連する職員

5 助言・指導の流れ

- (1) 受託者は、様式1で学校薬剤師等に照会を行い、各学校がフッ化物洗口を開始する前までに報告を受け、4(1)を把握する。
- (2) 受託者は、上記により把握した4(1)の学校へ学校薬剤師等を派遣するために、学校薬剤師等と連絡、調整を行う。
- (3) 受託者は、助言、指導を行う学校薬剤師等に対し、下記内容を依頼する。
 - ア 助言、指導実施に係る学校との連絡、調整
 - イ フッ化物洗口における医薬品の取り扱い等
 - (ア) フッ化物洗口に必要な医薬品の保管及び使用量の確認
 - (イ) 医薬品の調整、フッ化物洗口液の分注の方法、
 - (ウ) フッ化物洗口液の保管方法

(エ) 緊急時対応等

- (4) 学校薬剤師等による助言、指導の実施時期、回数は以下のとおりとする。
- (ア) フッ化物洗口開始日以前に1回目の助言、指導を行う。
 - (イ) フッ化物洗口実施初回日に2回目の助言、指導を行う。
 - (ウ) 3回目の助言、指導は、受託者が様式2により2回目の実施報告を受けた後、必要と判断した場合のみ行う。

6 報告等

- (1) 受託者は、学校薬剤師等が1回目の助言、指導を行った日の翌月10日までに、様式2の報告を受け、実施状況の把握を行う。
- (2) 受託者は、学校薬剤師等が2回目の助言、指導を行った日の翌月10日までに、様式2の報告を受け、実施状況の把握を行う。
- (3) 受託者は、2回目の報告から、継続した助言、指導が必要と判断した場合は、学校薬剤師等へ3回目の助言、指導の実施依頼を行う。
- (4) 受託者は、学校薬剤師等が3回目の助言、指導を行った日の翌月10日までに、様式2の報告を受け、実施状況の把握を行う。

7 協議

- (1) 委託事業の実施に際し、佐賀県又は受託者が必要と認める場合は、随時協議を行う。
- (2) 協議の際は、その内容に係る資料をその都度準備し、内容の相互確認を行うものとする。

8 実績報告

受託者は、委託事業完了後30日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、様式1、2、3を佐賀県健康増進課に提出するものとする。